感染症予防事業費等国庫負担（補助）金（がん診療連携拠点機能強化事業費）	20,551	—	—	—	—	20,551	
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金（感染症対策特別促進事業費）	1,860	—	—	—	—	1,860	
大学改革推進等補助金(「周産期医療環境整備事業（人材養成環境整備）」)	17,340	—	1,626	—	—	15,713	
大学改革推進等補助金(「大学病院業務改善推進事業」)	24,300	—	—	—	—	24,300	
大学改革推進等補助金（大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム）	23,000	—	3,812	—	—	19,187	
研究拠点形成費等補助金(「教育研究高度化のための支援体制整備事業」)	559,041	—	338,688	—	—	220,353	
国立大学法人設備整備補助金(補正予算)	448,882	—	431,290	—	—	17,592	
国立大学法人設備整備補助金（医学部定員増に伴う学生教育用設備整備事業）	56,543	—	29,128	—	—	27,414	
結核健康診断費補助金	53	—	—	—	—	53	
合計	1,176,572	—	804,546	—	—	372,025	

⑰　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(69,612) 69,612	5	(60,401) 60,401	3
	非常勤	(—) 5,469	2	(—) —	—
	計	(69,612) 75,082	7	(60,401) 60,401	3
教職員	常勤	(5,721,967) 6,520,406	1,110	(502,767) 503,978	86
	非常勤	(—) 1,305,832	606	(—) 7,975	124
	計	(5,721,967) 7,826,239	1,716	(502,767) 511,953	210
合計	常勤	(5,791,579) 6,590,018	1,115	(563,169) 564,379	89
	非常勤	(—) 1,311,302	608	(—) 7,975	124
	計	(5,791,579) 7,901,321	1,723	(563,169) 572,354	213

㈱１．役員に対する報酬等の基準及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、国立大学法人浜松医科大学役員給与規程、国立大学法人浜松医科大学職員給与規程、国立大学法人浜松医科大学役員退職手当規程及び国立大学法人浜松医科大学職員退職手当規程に基づいております。

２．報酬又は給与の支給額には法定福利費、賞与引当金繰入及び退職給付引当金繰入は含んでおりません。

３．支給人員数については、年間平均支給人員数を記載しております。

４．（　）内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を内数にて記載しております。

５．人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下、「ガイドライン」という。）によっております。

・常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであります。

・非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことであります。

⑱　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区分	大学	附属病院	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費					
教育経費	317,811	7,126	324,937	—	324,937
研究経費	863,417	182,903	1,046,320	—	1,046,320